

# 石狩市就学援助事務の手引き

石狩市公立小中学校事務職員協議会

石 狩 市 教 育 委 員 会 編

# 石狩市就学援助事務の手引き

## 目 次

1	就学援助の支給対象者	1 頁
2	要保護者及び準要保護者の認定基準	1 頁
3	就学援助費の支給額	1 頁
4	就学援助の対象費目一覧	2 頁
5	就学援助の対象費目の概要	3～5 頁
6	就学援助の周知方法	5 頁
7	申請書の提出	5 頁
8	認定・否認定の決定及び通知	6 頁
9	就学援助費の支給方法	6 頁
参考	就学援助業務年間の流れ	7 頁
	記入例	8～22 頁

### 資 料

- ・就学援助についてのお知らせ（市教委、学校）
- ・学用品費、修学旅行費手続きフロー
- ・学用品費の給付方法（口座払い）について
- ・就学援助費支給額一覧

1 就学援助の支給対象者（石狩市要保護及び準要保護児童生徒就学援助要綱（以下、「要綱」と記載）第2条）

就学援助をうけることができる者は、市内の小中学校に通学する児童生徒のうち、石狩市教育委員会が要保護又は準要保護児童生徒として認定した者の保護者です。ただし、要保護者については、一部の費目を除き援助対象としていません。

**【生活保護法第6条第2項】**

この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

2 要保護者及び準要保護者の認定基準（要綱第5条）

(1) 要保護者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

(2) 準要保護者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者で、前年又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者。

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- イ 地方税法（第295条第1項）に基づく市町村民税の非課税
- ウ 地方税法（第323条）に基づく市町村民税の減免
- エ 地方税法（第72条の62）に基づく個人事業税の減免
- オ 地方税法（第367条）に基づく固定資産税の減免
- カ 国民年金法（第89条及び第90条）に基づく国民年金保険料の減免
- キ 国民健康保険法（第77条）に基づく国民健康保険料の減免または徴収の猶予又は地方税法（第717条）に基づく国民健康保険税の減免
- ク 児童扶養手当法（第4条）に基づく児童扶養手当の支給
- ケ 北海道社会福祉協議会の世帯更生資金の貸付を受けている
- コ 上記ア～ケ以外の者で、前年収入が別に定める生活保護基準額（年額）の1.4倍以下の者

就学援助認定の収入基準（モデル世帯）（4月1日現在の年齢）

		2人	3人		4人		5人
世帯構成		母(32歳)	父(35歳)	父(38歳)	父(36歳)	父(40歳)	父(42歳)
		子(小1)	母(33歳)	母(36歳)	母(34歳)	母(36歳)	母(38歳)
			子(小3)	子(中1)	子(小4)	子(中1)	子(中3)
					子(4歳)	子(小5)	子(小6)
							子(5歳)
基準	持ち家	約280万円	約314万円	約329万円	約357万円	約394万円	約431万円
予定額	それ以外	約293万円	約327万円	約343万円	約371万円	約408万円	約444万円

※基準予定額が改定される場合や年齢等の諸条件によって増減しますので、一つの目安として利用して下さい。

3 就学援助の支給額（要綱第4条）

就学援助の支給額は、毎年度、市の予算の範囲内で石狩市教育委員会が定めた額とします。（文部科学省で定める要保護児童生徒援助費補助金予算額を基に決定）

4. 就学援助の対象費目等一覧

費目	支給対象認定区分		支給対象学年等	認定日が4月1日以外の場合の 支給条件	支給時期	支払先
	要保護	準要保護				
1 学用品費等		○	全員	月割り (月初が認定日の月を含む)	6月末	保護者 (一部校長が受領できる)
2 通学用品費等		○	小1 中1以外	月割り (月初が認定日の月を含む)	6月末	保護者
3 新入学児童生徒学用品費等		○	小1 中1	認定日が4月1日であること	6月末	保護者
4 校外活動費		○	全員	実施日までに認定されていること	3月末	保護者
5 修学旅行費	○	○	小6 中3	実施日までに認定されていること	実施後2ヶ月以内	保護者 (一部校長が受領できる)
6 体育実技用具日		○	小1 小4 中1	11月末日までに認定されていること	11月末	保護者
7 PTA会費		○	全員	月割り (月初が認定日の月を含む)	6月末	保護者
8 生徒会費		○	中学校のみ	月割り (月初が認定日の月を含む)	6月末	保護者
9 給食費		○	全員	認定日以降	—	免除
10 医療費		○	全員	認定日以降	臨時	関係機関又は保護者 (医療券発行前の医療費)
11 アレルギー疾患に係る 「管理指導表」文書料		○	全員	認定日以降	臨時	保護者
12 日本スポーツ振興センター 共済掛金	○	○	全員	5月1日までに認定されていること	—	
13 クラブ活動費		○	中学校のみ	認定日以降に支払った対象経費	3月末	保護者
14 卒業アルバム代等		○	小6 中3	認定日以降に支払った対象経費	3月末	保護者
15 オンライン学習通信費		○	全員	認定日以降	3月末	保護者

## 5 就学援助の対象費目の概要

### (1) 学用品費（全員）

対象となる経費の範囲は、児童等が教育課程上通常必要とする学用品の購入費の額とします。

学用品には、ノート、筆記用具等のほか次のようなものが含まれます。

- ① 副教材、副読本、練習帳、辞書類、体育用ズック靴等
- ② 実験・実習用の材料、作業衣等
- ③ ①～②について、パソコンソフト等のIT関連の学用品購入についても対象とします。

### (2) 通学用品費（小学校・中学校とも第1学年を除く学年）

児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴・雨傘・雨靴・帽子等）

### (3) 新入学児童生徒学用品費等（小学校1年・中学校1年）

新入学児童生徒が通常必要とする学用品・通学用品です。（ランドセル・カバン・通学用服・通学用靴・雨傘・雨靴・上履き・帽子等）

※前倒し支給について（支給時期：2月中旬）

#### 【小学校】

10月に市教委より対象となる新入学予定児童の保護者に「（新入学児童生徒学用品費）受給申請書」が配付されます。前倒し支給を希望する家庭は11月末までに申請をする必要があります。市内小学校に入学することが明らかな場合で、認定されると前倒し支給されます。

#### 【中学校】

2月1日現在に認定となっている、市内中学校に進学することが明らかな小学校6年生が対象です。

### (4) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

ア 児童・生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち宿泊を伴わないものに参加するために必要な交通費及び見学料です。（リフト代は含まれません）。

したがって、学校外の活動であっても学校行事に含まれないものは、支給の対象となりません。ただし、学校行事として行う芸術鑑賞は学校内でも対象となります。

- ・交通費・・・貸切バス、交通機関等
- ・見学料・・・水族館等の入館料及び観覧料

イ 学校長は、全学年の校外活動終了後、2月にまとめて校外活動事業報告書（第13号様式）を提出するよう願います。

### (5) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

ア 児童・生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く）のうち宿泊を伴うものに参加するために必要な交通費及び見学料。（宿泊費は除く）。班行動についても内容がわかれば個別で対応可能です。なお、校外活動費（宿泊を伴うもの）の援助は学年を通じて1回を限度としています。

イ 学校長は、校外活動終了後、2月にまとめて校外活動事業報告書（第12号様式）を提出するよう願います。

(6) 修学旅行費（小学校6年生、中学校3年生）

修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科、及び均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費、旅行取り扱い料です。

ア 交通費

学校から修学旅行の目的地までの往復のバス賃（駐車料及び高速道路の使用料も含む）・鉄道賃・船賃（遊覧船を除く）等の交通機関を利用する交通費の実費です。

なお、修学旅行の一環として、修学旅行に参加した児童生徒全員が、自転車を借り上げ交通機関の利用に替えた場合の自転車の借用料は、交通費と考えて支給できます。

イ 宿泊料

(ア) 宿泊料

(イ) 宿泊にあたり旅館から一定の割合で請求されるサービス料

(ウ) 旅行時の昼食代及び車（船）中泊の場合の食事代（おやつ代を除く）

(エ) 船中宿泊に当たり児童生徒全員が利用することとなる毛布等の寝具の借上げ料

ウ 見学科

(ア) ガイド料・植物園等の入園料及び観覧料

(イ) 観光バス・遊覧船等の乗車船料

(ウ) 修学旅行の見学にあたり必要なしおり代（修学旅行の資料として学校で作成するしおり代は除く）に係る経費

エ 次に掲げる経費は補助対象になりません。

(ア) 自由行動中に係る経費及び旅行に最低限必要とされるもの以外の経費

オ 学校長は、修学旅行実施後1ヶ月以内に修学旅行実施報告書（第10号様式）を提出するよう願います。

(7) 体育実技用具費

スキー学習を行う小学校1・4年生、中学校1年生に『スキー用具引換券』（スキー板、ストック、金具、スキー靴、スキー袋）を交付します。

(8) 通学費

児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が児童にあっては4km以上、生徒にあっては6km以上）を支給します（区域外就学及び指定外就学により通学する者を除く）。

(9) 学校給食費

石狩市学校給食センターが実施する給食で、学校給食費として徴収される実費を免除します。

(10) 医療費

学校保健安全法施行令第8条で定める疾病にかかる治療費

- ア トラコーマ及び結膜炎
- イ 白せん・かいせん及びのうか疹
- ウ 中耳炎
- エ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- オ う歯
- カ 寄生虫病

(11) アレルギー疾患に係る「管理指導表」文書料

アレルギー疾患に係る管理指導表の文書料については、教育委員会への申請が必要です。その際、医療機関から受けた管理指導表、その領収書、印鑑及び通帳等の振込先がわかるものを、教育委員会へ持参します。

(12) P T A会費

P T A会費として学校へ支払う費用を給付（定額。認定日より月割りとなります。）

(13) 生徒会費（中学校のみ）

生徒会費として学校へ支払う費用を給付（定額。認定日より月割りとなります。）

(14) クラブ活動費（中学校のみ）

学校（各クラブ）がクラブの活動や運営のために、部員全員から一律に徴収した、または部員全員が支払った経費を給付（上限額あり）。

なお、クラブ活動のためであっても、部員個人が支出した経費等は対象とはなりません。

(15) 卒業アルバム代等（小学校6年生 中学校3年生 厚田学園は9年生）

児童生徒の卒業時に係わる費用のうち、卒業アルバム及び卒業記念写真の購入に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費（USB メモリやDVD等の記録媒体を含みます。上限額があります。）

(16) オンライン学習通信費

学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費を給付（「在籍児童生徒の人数に係る報告（月末報告）」にてネットワーク疎通確認状況を報告）。

## 6 就学援助の周知方法

(1) 毎年2月広報にて「就学援助のお知らせ」を掲載します。

(2) 学校を通じ全児童生徒に「就学援助費受給申請書」及び「お知らせ」を配付します。

ア 既に在学している学年（中学校新1年を含む）については、1月下旬に配付します。

イ 小学校新1年生については、市教委で入学通知書とあわせて送付します。

## 7 申請書の提出（要綱第7条）

(1) 年度当初の申請

ア 就学援助費の支給を受けようとする保護者は、教育委員会が定める日までに「就

学援助受給申請書（第1号様式）」（以下申請書という）を在学する学校長に提出します。ただし、小学校新1年生については入学説明会（1日体験入学）までに提出するよう、お願いします。

イ 小中学校にそれぞれ児童生徒のいる世帯については、小学校に申請書を提出するものとします。

ウ 学校長は申請書についてとりまとめの上、学校に提出のあった児童生徒の名簿（様式は任意）を添付し、教育委員会に提出するよう願います。

## （2）年度途中の申請

他市町村からの転入学、もしくは生活保護の廃止、災害等により年度の途中で就学援助を必要とする場合は、その都度上記（1）に準じて取り扱うことができます。

## （3）年度途中の転校

認定者が年度途中に転校する際、学校長は要保護及び準要保護児童生徒異動報告書（第8号様式）を提出するよう願います。

## 8 認定・否認定の決定及び通知（要綱第8条）

（1）教育委員会は、「申請書」の理由に係る調査を行い、その状況を確認及び審査し、5月中旬までに認定・否認定を決定します。

（2）就学援助の認定・否認定について教育委員会は、学校長に対しては「就学援助費認定者名簿」を、保護者に対しては「認定通知書」又は「否認定通知書」を通知します。

## 9 就学援助費の支給方法（要綱第10条）

（1）就学援助費（学校給食費・医療費・体育実技用具費及び日本スポーツ振興センター共済掛金は除く）は、原則として教育委員会より各保護者の口座へ直接支払うこととします。ただし学用品費は教育委員会から学校長口座へ直接振り込むことができます。また、修学旅行費は未納者分を学校長口座へ振り込みすることが可能です。（実施報告書において報告が必要）。

（2）学校給食費は、認定者の委任を受けた石狩市学校給食センター長がその事務処理を行うものとします。

（3）医療費は、学校保健安全法施行令第8条で定める疾病の場合に限り、希望者に医療券を交付します。

（4）体育実技用具費は、原則として小学校1・4年生・中学校1年生のときに「スキー用具引換券」を交付します。ただし、体育実技（スキー学習）を実施しない学校にある場合は支給されません。

（5）日本スポーツ振興センター共済掛金については、5月1日現在の要保護及び準要保護者に対し援助を行います。（5月2日以降の認定者には支給されません）



#### 4, 就学援助事務日程 (参考)

令和4年度就学援助事務～スケジュール予定 (参考)

日程	項目	支給対象	提出する者	提出先	備考
4月上旬	学用品費の支払い方法(保護者口座または学校長口座払い)について提出依頼		学校	石狩市教育委員会(学校教育課)	
随時	修学旅行実施報告書兼請求書を提出	実施学年	学校	石狩市教育委員会(学校教育課)	修学旅行実施後1ヶ月以内に提出
随時	要保護及び準要保護児童生徒異動報告書を提出		学校	石狩市教育委員会(学校教育課)	市外・市内転校があった場合に提出
毎月	ネットワーク疎通確認状況の報告	全学年	学校	石狩市教育委員会(学校教育課)	「在籍児童生徒の人数に係る報告(月末報告)」に記載
5月中旬	4月1日付認定分の受給認定(否認定)通知書を申請者に送付 学校に就学援助者一覧を送付	全学年			
6月下旬	4月1日付認定者に就学援助費(学用品費)を支給	全学年			
10月上旬	就学援助費(新入学児童生徒学用品費)受給申請書を対象者に送付【前倒し支給】	新入学児童			就学時健康診断の案内に同封
11月	体育実技用具日(スキー用品)の支給	スキー授業のある小学校1・4年生、中学校1年生、義務教育学校1・4・7年生			
12月上旬	就学援助費(新入学児童生徒学用品費)受給申請書の取りまとめ提出期限	新入学児童	保護者 小学校、義務教育学校(取りまとめ)	石狩市教育委員会(学校教育課)	
12月上旬	就学援助費(新入学児童生徒学用品費)前倒し支給の案内を対象者に送付	中学校新1年生、義務教育学校新7年生			申請書の提出はないが、私立中学校入学等の異動事由がある場合は、市教委に連絡するよう案内に記載
1月中旬～下旬	次年度就学援助費受給者案内及び申請書を学校に配布				新入学児童に対しては入学通知書に同封
1月下旬	就学援助費(新入学児童生徒学用品費)受給認定(否認定)通知書を申請者に送付	新入学児童			
2月中旬	就学援助費(新入学児童生徒学用品費)の前倒し支給	新入学児童、中学校新1年生、義務教育学校新7年生			
2月中旬～下旬	校外活動事業報告書(宿泊を伴うもの及び伴わないもの)を提出	実施学年	学校	石狩市教育委員会(学校教育課)	実施後随時ではなく、2月にまとめて提出
2月中旬～下旬	クラブ活動費の報告期限	中学校、義務教育学校7～9年生	中学校、義務教育学校	石狩市教育委員会(学校教育課)	
2月中旬～下旬	卒業アルバム代等の報告期限	小学校6年生、中学校3年生、義務教育学校9年生	学校	石狩市教育委員会(学校教育課)	
2月下旬	次年度就学援助費受給申請書の提出期限	全学年	保護者	石狩市教育委員会(学校教育課)	今年度就学援助認定世帯の申請状況について学校に確認依頼
3月上旬	次年度就学援助費受給申請書のとりまとめ期限	全学年	学校	石狩市教育委員会(学校教育課)	
3月下旬	校外活動費の支給	実施学年			
3月下旬	クラブ活動費の支給	中学校、義務教育学校7～9年生			
3月下旬	卒業アルバム代等の支給	小学校6年生、中学校3年生、義務教育学校9年生			

# 記 入 例

第 10 号様式

年 月 日

石狩市教育委員会 様

学校名 石狩市立〇〇小学校  
 学校長 〇 〇 〇 〇

年度修学旅行実施報告書

下記のとおり修学旅行を実施したので報告します。

記

1. 修学旅行実施年月日  
 〇〇年 7月 2日から 〇〇年 7月 3日まで 1泊 2日
2. 修学旅行の行き先 小樽市、虻田町、洞爺湖方面
3. 修学旅行付添教職員数及び参加児童生徒数  
 付添教職員数 5 人 参加児童生徒数 (a) 48人
4. 修学旅行所要経費
  - ① 児童生徒全員の支出総額 (b) 1,008,000 円
  - ② 児童生徒1人当り支出額 (a/b) 21,000 円
  - ③ 1人当り支出額の内訳 (経費区分ごとに記入すること。)

補助 対象 経 費	ア 交通費	6,505 円	キ 添乗員経費	875 円
	イ 宿泊費	9,420 円	ク しおり代	円
	ウ 見学科	3,350 円	ケ 荷物輸送料	円
	エ 記念写真代	円	コ 通信費	円
	オ 医薬品代	円	サ 旅行取扱い料	425 円
	カ 旅行傷害保険料	150 円		
	補助対象経費合計		20,725 円	
	シ その他経費	275 円		

5. 修学旅行費の振込先口座
  - ①要保護及び準要保護認定者の修学旅行費は、すでに本校への支払いが完了している者については、支給上限内において補助対象経費を保護者口座へ振込み願います。ただし、支払いが未済の者については、学校長口座へ振込み願います。
  - ②要保護及び準要保護認定者の修学旅行費は、支給対象者全員分の補助対象経費を、支給上限内において学校長口座へ支払い願います。

6. 参加児童生徒名簿（要保護及び準要保護児童生徒）

番号	児童生徒氏名	クラス	区分	支払い確認	番号	児童生徒氏名	クラス	区分	支払い確認
1	〇〇〇〇	1	要・準	済・未	21			要・準	済・未
2	△△△△	2	要・準	済・未	22			要・準	済・未
3			要・準	済・未	23			要・準	済・未
4			要・準	済・未	24			要・準	済・未
5			要・準	済・未	25			要・準	済・未
6			要・準	済・未	26			要・準	済・未
7			要・準	済・未	27			要・準	済・未
8			要・準	済・未	28			要・準	済・未
9			要・準	済・未	29			要・準	済・未
10			要・準	済・未	30			要・準	済・未
11			要・準	済・未	31			要・準	済・未
12			要・準	済・未	32			要・準	済・未
13			要・準	済・未	33			要・準	済・未
14			要・準	済・未	34			要・準	済・未
15			要・準	済・未	35			要・準	済・未
16			要・準	済・未	36			要・準	済・未
17			要・準	済・未	37			要・準	済・未
18			要・準	済・未	38			要・準	済・未
19			要・準	済・未	39			要・準	済・未
20			要・準	済・未	40			要・準	済・未
	計 2 人					計 人			

欠席～△△ △△

第 10 号様式

年 月 日

石狩市教育委員会 様

学校名 石狩市立〇〇中学校  
 学校長 〇 〇 〇 〇

年度修学旅行実施報告書

下記のとおり修学旅行を実施したので報告します。

記

1. 修学旅行実施年月日

〇〇年 4月14日から 〇〇年 4月16日まで 2泊 3日

2. 修学旅行の行き先 大阪市、堺市、京都市、奈良市

3. 修学旅行付添教職員数及び参加児童生徒数

付添教職員数 4 人 参加児童生徒数 (a) 30人

4. 修学旅行所要経費

- ① 児童生徒全員の支出総額 (b) 1,785,000 円  
 ② 児童生徒1人当り支出額 (a/b) 59,500 円  
 ③ 1人当り支出額の内訳 (経費区分ごとに記入すること。)

補助対象経費	ア 交通費	31,337 円	キ 添乗員経費	656 円
	イ 宿泊費	18,200 円	ク しおり代	円
	ウ 見学科	3,900 円	ケ 荷物輸送料	1,875 円
	エ 記念写真代	円	コ 通信費	円
	オ 医薬品代	円	サ 旅行取扱い料	1,530 円
	カ 旅行傷害保険料	280 円		
	補助対象経費合計		57,778 円	
シ その他経費	1,722 円			

5. 修学旅行費の振込先口座

- ①要保護及び準要保護認定者の修学旅行費は、すでに本校への支払いが完了している者については、支給上限内において補助対象経費を保護者口座へ振込み願います。ただし、支払いが未済の者については、学校長口座へ振込み願います。
- ②要保護及び準要保護認定者の修学旅行費は、支給対象者全員分の補助対象経費を、支給上限内において学校長口座へ支払い願います。

6. 参加児童生徒名簿（要保護及び準要保護児童生徒）

番号	児童生徒氏名	クラス	区分	支払い確認	番号	児童生徒氏名	クラス	区分	支払い確認
1	○○○○	1	要・準	済・未	21			要・準	済・未
2	△△△△	2	要・準	済・未	22			要・準	済・未
3			要・準	済・未	23			要・準	済・未
4			要・準	済・未	24			要・準	済・未
5			要・準	済・未	25			要・準	済・未
6			要・準	済・未	26			要・準	済・未
7			要・準	済・未	27			要・準	済・未
8			要・準	済・未	28			要・準	済・未
9			要・準	済・未	29			要・準	済・未
10			要・準	済・未	30			要・準	済・未
11			要・準	済・未	31			要・準	済・未
12			要・準	済・未	32			要・準	済・未
13			要・準	済・未	33			要・準	済・未
14			要・準	済・未	34			要・準	済・未
15			要・準	済・未	35			要・準	済・未
16			要・準	済・未	36			要・準	済・未
17			要・準	済・未	37			要・準	済・未
18			要・準	済・未	38			要・準	済・未
19			要・準	済・未	39			要・準	済・未
20			要・準	済・未	40			要・準	済・未
	計 2 人					計 人			

欠席 ~△△ △△

第 12 号様式

年 月 日

石狩市教育委員会 様

学校名 石狩市立〇〇小学校  
 学校長 〇 〇 〇 〇

年度校外活動事業報告書（宿泊を伴うもの）

下記のとおり校外活動を実施したので報告します。

記

1. 校外活動計画の状況

学年	実施年月日	校外活動の種類及びその行先		参加児童生徒総数 (a)	左に係る経費の総額 (b)	1人当たり平均支出額 (b) / (a)	左の内訳			その他
		種類	行き先				補助対象額			
							交通費	見学料	補助合計	
5	〇.7.16 〇.7.17	宿泊 学習	当別町 道民の森	45	274,680	6,104	3,000	320	3,320	2,784
合計				45	274,680	6,104	3,000	320	3,320	2,784

2. 参加児童生徒名簿（準要保護児童生徒）

番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計	番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計
1	〇〇〇〇			3,320 円	31				円
2				円	32				円
3				円	33				円
4				円	34				円
5				円	35				円
6				円	36				円
7				円	37				円
8				円	38				円
9				円	39				円
10				円	40				円
11				円	41				円
12				円	42				円
13				円	43				円
14				円	44				円
15				円	45				円
16				円	46				円
17				円	47				円
18				円	48				円
19				円	49				円
20				円	50				円
21				円	51				円
22				円	52				円
23				円	53				円
24				円	54				円
25				円	55				円
26				円	56				円
27				円	57				円
28				円	58				円
29				円	59				円
30				円	60				円
	計 1 人			3,320 円		計 人			円

欠席～△△ △△



第 12 号様式

年 月 日

石狩市教育委員会 様

学校名 石狩市立〇〇中学校  
 学校長 〇 〇 〇 〇

年度校外活動事業報告書（宿泊を伴うもの）

下記のとおり校外活動を実施したので報告します。

記

1. 校外活動計画の状況

学年	実施年月日	校外活動の種類及びその行先		参加児童生徒総数 (a)	左に係る経費の総額 (b)	1人当たり平均支出額 (b) / (a)	左の内訳			その他
		種類	行き先				補助対象額			
							交通費	見学料	補助合計	
5	〇.5.13 〇.5.14	宿泊 学習	旭川市 深川市	12	56,400	4,700	3,062	0	3,062	1,638
合計				12	56,400	4,700	3,062	0	3,062	1,638

2. 参加児童生徒名簿（準要保護児童生徒）

番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計	番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計
1	〇〇〇〇			3,062 円	31				円
2	〇〇〇〇			3,062 円	32				円
3				円	33				円
4				円	34				円
5				円	35				円
6				円	36				円
7				円	37				円
8				円	38				円
9				円	39				円
10				円	40				円
11				円	41				円
12				円	42				円
13				円	43				円
14				円	44				円
15				円	45				円
16				円	46				円
17				円	47				円
18				円	48				円
19				円	49				円
20				円	50				円
21				円	51				円
22				円	52				円
23				円	53				円
24				円	54				円
25				円	55				円
26				円	56				円
27				円	57				円
28				円	58				円
29				円	59				円
30				円	60				円
	計 2 人			6,124 円		計 人			円

欠席～△△ △△

第 12 号様式

年 月 日

石狩市教育委員会 様

学校名 石狩市立〇〇中学校  
 学校長 〇 〇 〇 〇

年度校外活動事業報告書（宿泊を伴うもの）

下記のとおり校外活動を実施したので報告します。

記

1. 校外活動計画の状況

学 年	実 施 年月日	校外活動の種類 及びその行き先		参加児 童生徒 総数 (a)	左に係 る経費 の総額 (b)	1 人当り 平 均 支 出 額 (b) / (a)	左 の 内 訳			その他
		補 助 対 象 額								
		種類	行き先				交通費 (バス代のみ)	見学科	補助合計	
2	〇.5.13 〇.5.14	宿泊 学習	札幌 青少年 山の家 他	146	876,000	6,000	バス 3,600	50	3,650	2,350
以下 該当者毎内訳（交通費はバス代3,600円+班毎の電車賃）										
2		1組 1班	サッポロビール/ 経専調理製 菓専門学校	6名	40,200	6,700	バス+電車 4,300	50	4,350	2,350
2		1組 2班	札幌ビューティ ー専門学校 /HTB	6名	39,000	6,500	バス+電車 4,100	50	4,150	2,350
2		1組 4班	エスワン動物専 門学校/雪 印	6名	43,620	7,270	バス+電車 4,870	50	4,920	2,350
2		1組 5班	AIR-G/光塩 学園調理製 菓専門学校	6名	40,140	6,690	バス+電車 4,290	50	4,340	2,350
2		1組 6班	札幌リハビリ 専門学校/ 資料館・時 計台	6名	40,140	6,690	バス+電車 4,290	50	4,340	2,350
2		2組 1班	札幌ドーム/ バルエポック専 門学校	6名	41,340	6,890	バス+電車 4,490	50	4,540	2,350

2	2組 2班	札幌医療秘書福祉専門学校/日糧製パン	6名	41,280	6,880	バス+電車 4,480	50	4,530	2,350
2	3組 2班	HBC/札幌ビューティー専門学校	6名	37,740	6,290	バス+電車 3,890	50	3,940	2,350
2	3組 4班	札幌ドーム/札幌ビューティー専門学校	6名	40,740	6,790	バス+電車 4,390	50	4,440	2,350
2	3組 5班	札幌ビューティー専門学校/日糧製パン	6名	38,940	6,490	バス+電車 4,090	50	4,140	2,350
2	4組 2班	札幌ビューティー専門学校/自衛隊	6名	38,940	6,490	バス+電車 4,090	50	4,140	2,350
2	4組 3班	札幌ドーム/札幌ビューティー専門学校	6名	40,740	6,790	バス+電車 4,390	50	4,440	2,350
2	4組 4班	雪印/スポーツ&メーカール専門学校	6名	40,260	6,710	バス+電車 4,310	50	4,360	2,350
2	4組 5班	サッポロビール/札幌ビューティールーツ専門学校	6名	40,140	6,690	バス+電車 4,290	50	4,340	2,350
2	4組 6班	経専音楽放送芸術専門学校/HTB	あすなろ手帳有 1名	6,360	6,360	バス+電車 3,960	50	4,010	2,350
合計					6,000 + 電車賃	3,600 + 電車賃	50		2,350

第 13 号様式

年 月 日

石狩市教育委員会 様

学校名 石狩市立〇〇小学校  
 学校長 〇 〇 〇 〇

年度校外活動事業報告書（宿泊を伴わないもの）

下記のとおり校外活動を実施したので報告します。

記

1. 校外活動計画の状況

学年	実施年月日	校外活動の種類及びその行先		参加児童生徒総数 (a)	左に係る経費の総額 (b)	1人当たり平均支出額 (b) / (a)	左の内訳			
		種類	行き先				補助対象額			その他
							交通費	見学料	補助合計	
4	〇. 8. 31	社会 見学	開拓 記念館	5 6	134, 540	2, 170	2, 170		2, 170	
合計				5 6	134, 540	2, 170	2, 170		2, 170	

2. 参加児童生徒名簿（準要保護児童生徒）

番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計	番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計
1	〇〇 〇〇			2,170 円	31				円
2	〇〇 〇〇			2,170 円	32				円
3				円	33				円
4				円	34				円
5				円	35				円
6				円	36				円
7				円	37				円
8				円	38				円
9				円	39				円
10				円	40				円
11				円	41				円
12				円	42				円
13				円	43				円
14				円	44				円
15				円	45				円
16				円	46				円
17				円	47				円
18				円	48				円
19				円	49				円
20				円	50				円
21				円	51				円
22				円	52				円
23				円	53				円
24				円	54				円
25				円	55				円
26				円	56				円
27				円	57				円
28				円	58				円
29				円	59				円
30				円	60				円
	計 2 人			4,340 円		計 人			円

欠席～△△ △△

第 13 号様式

年 月 日

石狩市教育委員会 様

学校名 石狩市立〇〇中学校  
 学校長 〇 〇 〇 〇

年度校外活動事業報告書（宿泊を伴わないもの）

下記のとおり校外活動を実施したので報告します。

記

1. 校外活動計画の状況

学 年	実 施 年月日	校外活動の種類 及びその行先		参加児 童生徒 総数 (a)	左に係 る経費 の総額 (b)	1 人当り 平 均 支 出 額 (b) / (a)	左 の 内 訳			その他
		種類	行き先				補助対象額			
							交通費	見学料	補助合計	
1	〇. 8. 31	校外 学習	札幌市	1 2	26, 040	2, 170	2, 170		2, 170	
合 計				1 2	26, 040	2, 170	2, 170		2, 170	

2. 参加児童生徒名簿（準要保護児童生徒）

番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計	番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計
1	〇〇〇〇			2,170 円	31				円
2	〇〇〇〇			2,170 円	32				円
3				円	33				円
4				円	34				円
5				円	35				円
6				円	36				円
7				円	37				円
8				円	38				円
9				円	39				円
10				円	40				円
11				円	41				円
12				円	42				円
13				円	43				円
14				円	44				円
15				円	45				円
16				円	46				円
17				円	47				円
18				円	48				円
19				円	49				円
20				円	50				円
21				円	51				円
22				円	52				円
23				円	53				円
24				円	54				円
25				円	55				円
26				円	56				円
27				円	57				円
28				円	58				円
29				円	59				円
30				円	60				円
	計 2 人			4,340 円		計 人			円

欠席～△△ △△



# 資 料

令和5年度就学援助費受給申請書(兼世帯票)

令和5年度の援助を希望する場合は、令和4年度に援助を受けている方も、申請書を提出する必要があります。

石狩市教育委員会様  
下記の理由により就学援助の申請をいたします。  
年 月 日 (団地・アパート等の方は、号数まで詳しく書いてください。)

住所 〒061- 石狩市

氏名 \_\_\_\_\_

電話 ( )-( )-( )

銀行口座	金融機関		種類	口座名義人	
		銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合	支店 (支所)	普通 当座	フリガナ

申請児童生徒	フリガナ氏名	続柄	生年月日	年齢	学校名	学年 (令和5年度の新学年)	前年度就学援助の有無	
	-----		・	・	歳		第 学年	有・無
	-----		・	・	歳		第 学年	有・無

申請児童生徒以外の家族の状況	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は学校名	年取総額 (令和4年分)	
		世帯主	・	・	歳		円
			・	・	歳		円
			・	・	歳		円

※記入欄が足りない場合は裏面にお書きください。

援助を受けたい理由	住宅の形態	
	※ 該当する番号を全て○で囲んでください。 1 生活保護を受けている。(申請不要) 2 生活保護が廃止された。(廃止日 年 月 日) 3 市民税が非課税となった。 4 市民税が减免された。 5 個人事業税が减免された。(通知書の写しを添付) 6 固定資産税が减免された。 7 国民年金保険料が减免された。 8 国民健康保険税が减免又は徴収猶予された。 9 児童扶養手当が支給された。(第 号) 10 生活福祉資金の貸付を受けた。 11 その他経済的理由による。(下欄に理由を記入してください)	1 自宅                      2 借家 3 アパート                4 間借 5 市営・道営住宅 6 その他( )
	家賃	
	支払額(月額) _____ 円 (住宅ローンは、家賃に含まれません。)	
理由記入欄 (上記11に該当する方は、特に援助を必要とする理由をわかりやすく記入してください。)		

委任状

私は、令和5年度の就学援助費の受領及び支払いに係る権限を次のとおり委任します。

記

石狩市から支給される学校給食費援助金の受領及び支払いについて、石狩市学校給食センター長に委任します。また、学用品費・修学旅行費に係る援助金について、私から就学する学校への納付未済等があった場合であって、学校長からの申出があった場合には、その受領及び支払いについて、当該学校長に委任します。

年 月 日

申請者(保護者)氏名 \_\_\_\_\_ 印

同意書

私は、令和5年度の就学援助費の受給を申請するにあたって、私の世帯の収入状況や「援助を受けたい理由」に記載した事項について、石狩市教育委員会が関係部局に照会し、認否判定の根拠として用いることに同意します。

また、下記の点に掲げる場合において、石狩市教育委員会が令和5年度の就学援助費受給に関する情報(申請者(保護者)の氏名、当該就学援助費受給に係る児童生徒の氏名、就学援助の認定日及び廃止日、支給された対象経費の費目、その費目それぞれについての支給金額及びその積算根拠(支給期間等)に限る。以下「情報」といいます。)について、次に定める情報の提供又は照会をすることに同意します。

- ・当該児童・生徒が石狩市から他市町村へ転出した場合 当該転出先市町村に対し情報を提供すること
- ・当該児童・生徒が他市町村から石狩市へ転入した場合 当該転入前市町村に対し情報を照会すること

年 月 日

申請者(保護者)氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ここからは、申請者は記入しないでください。

教育委員会所見	認定	認定理由該当番号	認定年月日	
			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	年 月 日
	否認定	否認定理由	支給開始年月日	
			月	
認定の 変更	取消	取消年月日 年 月 日 1 生活保護受給                      2 他市町村へ転出 3 経済状況の好転                      4 その他( )	教育委員会受付印	
	異動	1 年 月 日 から 2 年 月 日 から	備考	
		～	～	

令和5年度就学援助費受給申請書(兼世帯票)

令和5年度の援助を希望する場合は、令和4年度に援助を受けている方も、申請書を提出する必要があります。

申請日を記入してください。他に委任状、同意書にも記入する箇所があります。

下記の理由により就学援助の申請をいたします。  
令和5年 2月20日 (団地・アパート等の方は、号数まで詳しく書いてください。)

住所 〒061-3216 石狩市 花川北6条1丁目30番地  
氏名 石狩 厚太  
電話 (0133)-(72)-(3111)

銀行口座	金融機関	種類	口座名義人
	銀行 信用金庫 信用組合 いしかり 九〇八 支店(支所)	普通	フリガナ イシカリ 厚太 石狩 厚太
		当座	口座番号 0 0 1 2 3 4 5

年齢・学年は、令和5年4月1日現在で記入してください。

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	年齢	学校名	学年 (令和5年度の新学期)	前年度就学援助の有無
イシカリ ジロウ	石狩 二郎	第2子	H 21・11・3	13歳	石狩第一中学校	第2学年	有 無
イシカリ サブロー	石狩 三郎	第3子	H 29・3・21	6歳	石狩第二小学校	第1学年	有 無

勤務先・年収総額は、令和4年中のものを記入してください。

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は学校名	年収総額 (令和4年分)
イシカリ 厚太	石狩 厚太	世帯主	S 58・2・15	40歳	イシカリ株式会社	2,070,000 円
イシカリ 浜子	石狩 浜子	妻	S 61・9・22	36歳	石狩ストア	326,000 円
イシカリ 太郎	石狩 太郎	第1子	H 18・12・26	16歳	高校生	0 円
イシカリ 花子	石狩 花子	第4子	R 5・2・11	0歳		0 円

委任状

私は、令和5年度の就学援助費の受領及び支払いに係る権限を次のとおり委任します。

記

石狩市から支給される学校給食費援助金の受領及び支払いについて、石狩市学校給食センター長に委任します。また、学用品費・修学旅行費に係る援助金について、私から就学する学校への納付未済等があった場合であって、学校長からの申出があった場合には、その受領及び支払いについて、当該学校長に委任します。

令和5年 2月20日

申請者(保護者)氏名 石狩 厚太

同意書

私は、令和5年度の就学援助費の受給を申請するにあたって、私の世帯の収入状況や「援助を受けたい理由」に記載した事項について、石狩市教育委員会が関係部局に照会し、認否判定の根拠として用いることに同意します。

また、下記の点に掲げる場合において、石狩市教育委員会が令和5年度の就学援助費受給に関する情報(申請者(保護者)の氏名、当該就学援助費受給に係る児童生徒の氏名、就学援助の認定日及び廃止日、支給された対象経費の費目、その費目それぞれについての支給金額及びその積算根拠(支給期間等)に限る。以下「情報」といいます。)について、次に定める情報の提供又は照会をすることに同意します。

- ・当該児童・生徒が石狩市から他市町村へ転出した場合 当該転出先市町村に対し情報を提供すること
- ・当該児童・生徒が他市町村から石狩市へ転入した場合 当該転入前市町村に対し情報を照会すること

令和5年 2月20日

申請者(保護者)氏名 石狩 厚太

注意ポイント ※記入の前にお読みください。

- ①銀行口座は、通帳を確認のうえ記入してください。  
ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号ではなく、振込用の店名(3桁の漢数字)・口座番号(7桁)が必要です。
- ②家族の状況は、生計を共にしている申請児童生徒以外の家族全員を記入してください。  
続柄は、世帯主からみた続柄を記入してください。
- ③援助を受けたい理由の該当番号を○で囲んでください。  
該当する項目が複数ある場合は、全て選択してください(不明な場合は、該当の可能性がある項目全てを○で囲んでいただいても差し支えありません)。  
児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書番号を記入してください。  
その他経済的理由により援助を希望する方については、令和4年中の収入状況が基準額以下の場合、援助の対象になります。  
※基準額は「就学援助についてのお知らせ」の収入基準(モデル世帯)の基準予定額を一つの目安としてお考えください。
- ④援助を受けたい理由記入欄には「離婚して母子家庭となり、児童扶養手当を支給されている」など、援助を必要とする世帯の状況などについて記入してください。

※記入欄が足りない場合は裏面にお書きください。

ポイント③ 番号を全て○で囲んでください。を受けている。(申請不要)

2 生活保護が廃止された。(廃止日 年 月 日)

3 市民税が非課税となった。

4 市民税が减免された。

5 個人事業税が减免された。(通知書の写しを添付)

6 固定資産税が减免された。

7 国民年金保険料が减免された。

8 国民健康保険税が减免又は徴収猶予された。

9 児童扶養手当が支給された。(第 号)

10 生活福祉資金の貸付を受けた。

11 その他経済的理由による。(下欄に理由を記入してください)

理由 ポイント④ 1に該当する方は、特に援助を必要とする理由をわかりやすく記入してください。  
子育てのためにパートのシフトを減らしたので、世帯の収入が減ったため。

住宅の形態	1 自宅	2 借家
	3 アパート	4 間借
家賃	5 市営・道営住宅	支払額(円)
	6 その他(家賃は、賃貸物件の賃貸料金にのりきりますので、住宅ローンなどは含まれません。)	45,000 円

年 月 日

保護者の皆様

石狩市立〇〇小学校  
校長 △△ △△

## 就学援助申請について

余寒の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 年度就学援助の申請を受け付けます。就学援助は経済的な理由により学用品等、お子様の就学に必要な経費の負担が困難なご家庭に対し、石狩市が援助する制度です。

別紙「就学援助についてのお知らせ」の説明をお読みになり申請を希望される場合は、申請書に必要な事項を記入後、使用済封筒等に入れ学級担任まで提出してください。

尚、令和 年度に援助を受けている方も、希望される場合はあらためて申請書を提出する必要があります。申請書は一世帯につき一部です。小学校・中学校にそれぞれお子さんが通学している場合（2月現在）、小学校に書類を提出下さい。

不明な点などありましたら、石狩市教育委員会の学校教育課（Tel72-3171）までお問い合わせ下さい。

### 記

○学校提出期日 令和 年 月 日（ ）  
(締切以降も随時申請は受け付けていますが、年度当初からの援助が受けられないことがあります。)

○提出先 各学級担任まで

### ○注意事項等

※ 令和 年度からの変更点があります。

(石狩市教育委員会からの就学援助についてのお知らせ文書の右下をご覧ください)

※ 「就学援助についてのお知らせ」の文書の裏面に「記入例」が有りますので、それに従ってご記入ください。

※ 「申請児童」の学年・年齢は、令和 年4月1日の学年・年齢です。

※ 印鑑の押し漏れがないようご注意ください。(3ヶ所)

※ 振込の銀行名、支店名、口座名義人(保護者)、口座番号等お間違えのないようご注意ください。

# 令和5年度版 就学援助（学用品費・修学旅行費）手続きフロー

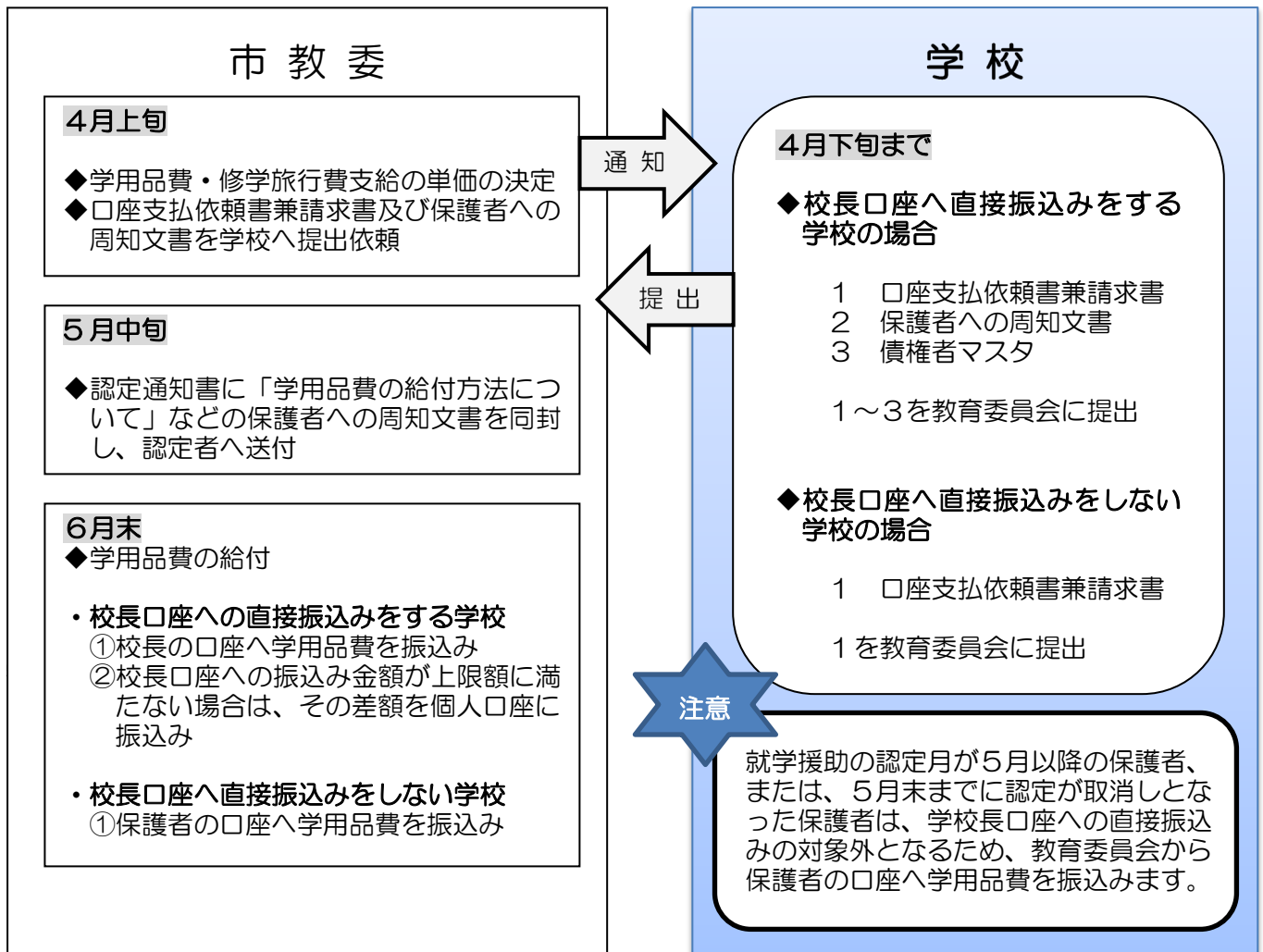
## ★学用品費の場合（通常学級のみ対象）

＜校長口座への振込み対象となるもの＞

- ・業者に代金を支払う義務が、学校にあるもの。  
（学校と業者間での契約であり、納品書等を学校で保管するもの）
- ・子どもが学校で使用するもの。
- ・教育課程上必要なもの。

＜校長口座への振込み対象とならないもの＞

- ・業者に代金を支払う義務が、保護者にあるもの。  
（学校は集金しているだけのもの等）
- ・学校または先生が使用するもの。
- ・児童生徒が、きょうだいのお下がり等を使う可能性のあるもの（リコーダーや習字セット等）



重要

# 学用品費の給付方法について

## 学用品費とは？

就学援助認定者（以下、「認定者」と言う）へ支給する援助費のうち、学校等で使用する学用品（副読本や副教材等）を購入するために給付している費用です。

## 給付方法について

- ★学用品費の給付方法が、お子さんの就学校ごとに下記の方法に分かれます。
- ・教育委員会が認定者の口座へ、学用品費を全額振込みする方法
- ・教育委員会が学校長の口座へ、学用品費の一部または全部を直接振込みする方法

お子さんの就学している学校は、学校長口座への直接振込みの対象となっています。学用品費の詳細な給付方法については、下の説明をご確認ください。

※特別支援学級で使用する学用品については、個別の対応が必要となります。

つきましては、お子さんの就学している学校が学校長口座への直接振込みの対象であっても、在籍している学級が特別支援学級の場合には、教育委員会が認定者の口座へ、学用品費を全額振込みさせていただきます。

学用品の代金が学校から請求された場合には、学校からの請求に基づきお支払いください。

## 学用品費の給付方法（学校長の口座への直接振込みの場合）

- 1 教育委員会が学校長の口座へ、認定通知書に記載している学用品費の支給予定額の「一部」または「全部」を直接振込みます。  
学校長口座に振込みする金額等は、裏面の「学校長口座への振込み対象となる学用品の品目および金額」に記載しておりますので、ご確認ください。
- 2 支給予定額と学校長口座へ振込む金額に差額がある場合、差額分を教育委員会が認定者の口座（就学援助費受給申請書に記載されている口座）へ振込みます。
- 3 直接振込みの対象となっていない学用品の代金が学校から請求された場合は、学校からの請求に基づきお支払いください。 ※注意事項を参照願います。

注意

学校長口座への直接振込みの対象となる学用品費については、上限金額や種類が決まっています。直接振込みの対象とならなかった学用品の代金は、認定者に請求される場合がありますので、学校から代金の請求があった際には、請求に基づき適宜お支払い願います。

- ・きょうだいが違う学校に就学している場合は、きょうだいによって学用品費の給付方法が異なる場合があります。
- ・学校長口座への直接振込みの対象となるのは、就学援助の認定月が4月の方です。認定月が5月以降の方につきましては、教育委員会から認定者の口座へ、学用品費を全額振込みいたします。





裏面に「学校長口座へ振込みとなる学用品の品目および金額について」の案内があります。

# 学校長口座へ振込みとなる学用品の品目および金額について

お子さんが就学している学校は、学校長口座への直接振込みの対象となっております。  
学年によって対象となる学用品の品目および金額が異なりますので、ご確認願います。  
※認定通知書に記載している学用品の支給予定額と、学校長口座へ振込む次の金額に差額がある場合、差額分を教育委員会が認定者の口座（就学援助費受給申請書に記載した口座）へ振込みます。  
※次に記載している学用品以外について、学校から請求があった際には、請求に基づき適宜お支払い願います。

## 〇〇〇〇学校長口座への振込み対象となる学用品の品目および金額

学年	品目	合計金額
1年生		
		<u>1年合計</u> 円
2年生		
		<u>2年合計</u> 円
3年生		
		<u>3年合計</u> 円
4年生		
		<u>4年合計</u> 円
5年生		
		<u>5年合計</u> 円
6年生		
		<u>6年合計</u> 円

5月末までに就学援助の認定が取消しになった場合には、お子さんの就学校が学校長口座への直接振込みの対象校でも、教育委員会が認定者の口座へ、学用品費を月割りにして振込むことがあります。



「この学用品って何?」「何の授業に使うの?」「単価はいくら?」等のご質問については、学校から配布している教材についてのお知らせをご確認いただくか、直接お子さんの就学校にお問い合わせ願います。

# 学校長口座へ振込みとなる学用品の品目および金額について

お子さんが就学している学校は、学校長口座への直接振込みの対象となっております。

学年によって対象となる学用品の品目および金額が異なりますので、ご確認願います。

※認定通知書に記載している学用品の支給予定額と、学校長口座へ振込む次の金額に差額がある場合、差額分を教育委員会が認定者の口座（就学援助費受給申請書に記載した口座）へ振込みます。

※次に記載している学用品以外について、学校から請求があった際には、請求に基づき適宜お支払い願います。

## 〇〇〇小学校長口座への振込み対象となる学用品の品目および金額

学年	品目	合計金額
1年生	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	<u>1年合計 〇〇〇, 〇〇〇円</u>
	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	
2年生	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	<u>2年合計 〇〇〇, 〇〇〇円</u>
	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	
3年生	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	<u>3年合計 〇〇〇, 〇〇〇円</u>
	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	
4年生	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	<u>4年合計 〇〇〇, 〇〇〇円</u>
	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	
5年生	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	<u>5年合計 〇〇〇, 〇〇〇円</u>
	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	
6年生	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	<u>6年合計 〇〇〇, 〇〇〇円</u>
	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	

学校において、「学校名」、「学校長口座への振込み対象となる学用品の品目」及び「合計金額」を入力してください（赤字の箇所に入力願います。他の箇所は訂正しないでください）。1枚に収まるように入力願います。

5月末までに就学援助の認定が取消しになった場合には、お子さんの就学校が学校長口座への直接振込みの対象校でも、教育委員会が認定者の口座へ、学用品費を月割りにして振込むことがあります。

さけ太郎



さけ子

「この学用品って何?」「何の授業に使うの?」「単価はいくら?」等のご質問については、学校から配布している教材についてのお知らせをご確認いただくか、直接お子さんの就学校にお問い合わせ願います。



## お子さんの就学校における学用品費の振込先について

お子さんが就学している下記の学校については、平成27年度までと同様に、教育委員会が保護者の指定した口座へ、認定通知書に記載している支給予定額を全額振込みいたします。

つきましては、学校から学用品費の請求があった際には、学校からの請求に基づき適宜お支払い願います。

### 記

- ・〇〇小学校
- ・〇〇小学校
- ・〇〇小学校

学用品費の振込方法は、お子さんの就学している学校ごとに異なります。

きょうだいが違う学校に就学している場合、兄が「学校長口座へ直接振込みの対象」となり、妹が「直接振込みの対象でない」場合がありますので、ご注意ください。



さけ子

石狩市公認キャラクター

さけ太郎

## 支給内容について

対象経費	支給金額		支給時期	備考
	小学校	中学校		
学用品費	11,630 円	22,730 円	6 月末	
通学用品費(第 1 学年を除く)	第 2 から 6 学年: 2,270 円	第 2 から 3 学年:2,270 円	6 月末	
新入学児童生徒学用品費	新入学児童: 51,060 円	新中学生徒:63,000 円時に、前倒し支給を受けていない 4 月認定者は満額を支給します。なお、前倒し支給された金額が 63,000 円未満だった方についてはその差額を支給します)	6 月末 (前倒し支給予定時期:令和 6 年 2 月中旬)	<b>【前倒し支給について】</b>  ・51,060 円就学援助費(新入学児童生徒学用品費)受給認定を受け、令和 6 年 4 月 1 日に市内小学校・義務教育学校に入学することが確実な新入学児童)  ・63,000 円(令和 6 年 2 月 1 日までに認定を受けている、市内中学校に進学する小学 6 年生)
PTA会費	2,000 円	2,200 円	6 月末	
生徒会費	—	1,000 円	6 月末	
給食費	免除	免除		
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	上限 1,600 円	-上限 2,310 円	3 月末	認定日以前に実施されたものは、対象とはなりません。
校外活動費(宿泊を伴うもの)	上限 3,690 円	上限 6,210 円	3 月末	認定日以前に実施されたものは、対象とはなりません。
修学旅行費	上限 22,690 円	上限 60,910 円	実施後の支給	認定日以前に実施されたものは、対象とはなりません。
体育実技用具費	26,500 円	38,030 円	11 月中旬	現物支給
クラブ活動費	—	上限 7,400 円	3 月末	
アルバム代等	上限 11,000 円	上限 8,800 円	3 月末	
医療費	実費	実費	医療券の発行が必要になります。	対象となる疾病 う歯、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病
アレルギー疾患に係る「管理指導表」文書料	実費	実費		
日本スポーツ振興センター共済掛金	免除	免除		5 月 1 日現在の就学援助対象者

※4月1日認定者に支給される金額と時期になります。学用品費、通学用品費、PTA会費、生徒会費については、認定月に応じて月割となる金額を支給し、その時期も異なります。

リンク 石狩の就学援助のページ <http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/site/kyouiku/14794.html>